

令和4年度 事業計画

I. 経済・金融環境

我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあり厳しい状況が続いているが、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、このところ持ち直しの動きがみられている。しかしながら、年明けからは、新たな変異株による感染が急速に拡大していることから、再び全国各地でまん延防止等重点措置の適用による行動制限が実施されるなど、内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響が懸念されている。

一方、中小・小規模事業者の業況は、半導体不足や部品供給制約による生産活動への影響や、原材料費や原油価格を含む資源価格の上昇などのコスト増加が続いており、景気回復に向けた動きは力強さを欠いている。特に、客足が戻りつつあった外食・観光関連のサービス業等では、再度の時短制限等の要請に伴い、厳しい経営環境が継続している。

こうした状況の下、コロナ禍で加速したデジタル化の流れから、働き方改革の進展や人口移動の変化等、社会の変化の兆しが現れており、地方に新たなビジネスチャンスが生まれることで地域の産業の活性化が期待されている。

金融分野においては、昨年より官民金融機関が総力を挙げて取り組んできた無利子無担保融資等による資金繰り支援により、企業の資金繰りは全体としては落ち着いているが、コロナの影響が大きい外食・宿泊等の対面型サービス業においては、今後とも最大限の注意を払う必要がある。

こうした中、信用組合では、事業者の資金繰りを支えることはもちろんのこと、政府系金融機関との連携による資本金劣後ローンの供給を通じた財務基盤強化に加え、事業再構築補助金等の各種公的な補助金・給付金の申請手続支援などの取り組み等により、取引先をサポートする必要がある。

令和4年度においても信用組合は、引き続き金融仲介機能を十分に発揮するとともに、顧客との絆を活かしたコンサルティング機能を発揮し、より一層の金融サービスの向上に取り組んでいくことが重要である。

II. 基本方針

1. 令和2年度・令和3年度の予算編成に際しては、会費のあり方に関する検討委員会での審議状況や業務のあり方の見直し方針を踏まえつつ平常時ベースでの予算策定を行ってきた。
2. しかしながら、一昨年春以降、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に直面する中で、全信中協の機能として現時点で期待されている会員組合のニーズに十分応えきれていない面があることもみえてきた。こうした観点から、先般の秋期地区別懇談会

における検討のため、会員組合が直面している課題等について事前アンケートを実施した。これによれば、会員組合からは、コロナ禍の影響により苦境に陥っている中小・小規模事業者及び生活者に対するコンサルティング機能の発揮や課題解決に向けて、問題に対処する実践的ノウハウや人材力が課題であるとの意見が多く寄せられた。

3. これまで本会は、郵政民営化問題への対応等の業界要望活動や、マイナンバーやバーゼルⅢ、各種電子化等に向けた制度・規制等への対応、更にはマネロン・サイバーセキュリティ等の行政課題への対応に努めてきた。ウィズコロナ、アフターコロナにおいても引き続きこうした課題に対処していく必要がある。
4. 一方、一昨年春以降のコロナ感染症拡大による経済・金融の落ち込みなどに対処すべく、政府による累次にわたる経済対策等の実施に伴い、信用組合は、以前にも増して中小・小規模事業者及び生活者の立場に立った助言・サポートが求められる状況になっている。こうした中、本会は、関係当局による周知依頼・要請事項等を会員組合に対して周知するとともに、取引先の立場に立った課題解決のためのサポートが増々求められる状況となっている。また、令和2年3月より危機対応本部を立ち上げ、会員組合や顧客、地域の状況に関する情報を集約し、関係当局と意見交換・調整等に努めてきたが、こうした機能を一層拡充することが求められている。
5. こうしたことから、令和4年度は、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた視点に立ち、本会が全信組連とともに信用組合の中央組織として一層緊密に連携しつつ、とりわけ企画事業の内部態勢の強化に努めていく。
6. なお、信用組合のブランド戦略の推進については、広報担当責任者会議を活用しつつ、次世代向けのブランド戦略事業の強化に一層努めていく。

今後の各種会議のあり方については、先般の事前アンケートにおいて、オンライン会議と集合形式の会議を適切に組み合わせることが妥当であるとの意見が大半であったことから見直しを行う。

こうした基本方針を踏まえた事業ごとの方針は以下のとおりとする。

1. 企画事業

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を図るため、前年度に続き「危機対応本部」において、信用組合およびその取引先や地域の情報を集約、対応策を検討・実施するとともに、当局への意見表明を実施した。また、会員組合に対し、AML/CF Tの態勢整備に加え、電子化にかかる情報提供や説明会等を実施した。しかしながら、コロナ収束の目途が立たない状況が続き、政府による矢継ぎ早な経済対策や施策が打ち出されていたが、会員組合へ各種施策を周知する本会の態勢が追いつかない一面もあった。

令和4年度は、新型コロナ問題の先行きがなお見通せない中、信用組合が取引先支援を進めるにあたってのノウハウや好事例に係る説明会を本会主催で開催するなど、スピード感をもって具体化していく。

一方、アフターコロナをも見据え、信用組合の取引先支援を強化する観点から、今後は、外部機関等をも一層活用しながら態勢面の強化に努める。

(1) 業界要望活動等に係る対応

① アフターコロナを見据えた要望活動

アフターコロナを見据え、信用組合からの意見要望を把握するほか、資本性劣後ローン等の各種施策を有効に活用できるよう関係団体との緊密な情報交換など情報収集に努め、関係当局に対して的確な要望を行う。

② 税制改正等に関する要望活動

税制改正については、信用組合の特性を反映するとともに、影響度等の分析、検証を行いながら、業界特性を踏まえた措置が講じられるよう、信用組合および他業態との緊密な情報交換を十分に行い、関係当局に対し具体的かつ的確な要望を行う。

③ 規制緩和要望

協同組織金融機関に必要な規制緩和について調査・分析を行い、各信用組合の状況把握に努めるとともに、他業態や中小企業団体中央会等の関係団体と緊密な連携を図り、引き続き関係当局に対し具体的かつ的確な要望を行う。

④ 郵政民営化問題への対応

令和3年度は、ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について意見発信を行ったが、引き続き業界代表として意見発信を行う。さらに、預金シフトに関する調査を継続して実施するほか、他業態と連携・協調しつつ、ゆうちょ銀行の動向を注視する。

(2) 各種制度・規制等に対する対応

① 各種法令・制度改正への対応

現在検討が進められている以下の事項等に係る各種法令や監督指針の改正等について、関係当局や関係団体と十分な意見調整・情報交換を行い、信用組合に対し適時必要な情報還元を行う。

- マイナンバー新法への対応（「公金受取口座登録法」および「預貯金口座個人番号利用申出法」にかかる対応）
- 「バーゼルⅢ最終化」に関する国内基準行への適用への対応（令和7年3月期から実施予定）

- 担保法制の見直しへの対応（金融庁の「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」にかかる対応）

② 電子化等に向けた対応

政府主導による電子化等を通じた事務手続きの効率化について、他業態から情報収集を図りつつ、全信組連と連携し、各信用組合がスムーズに対応できるよう、引き続きサポートを行う。

- 電子交換所設立等に向けた対応
- 手形・小切手機能の全面的な電子化への対応
- 地方税統一QRコードへの対応

（３）行政課題に対する対応

引き続き、以下のような各種行政課題につき、情報収集を図るとともに、信用組合に対して情報提供等の取組支援を行う。

- AML/CFT対策への支援（「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」が求めている態勢整備の期限は令和6年3月末）
- サイバーセキュリティ対応の支援（DeltaWall、NISCの分野横断的演習、脆弱性診断等）
- 地方創生・地域の活性化への対応（SDGs、ESG投資等をはじめとする政府施策等）
- 政府の経済対策や各種施策への対応（政府の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」等）
- 高齢化社会に対する対応（後見制度支援預金に係る取組等）

（４）会員組合の課題解決のサポート

① 業務にかかるサポートの強化

信用組合の決算処理や規程整備等の内部管理業務に関する情報提供に加え、電子帳簿保存法や改正公益通報者保護法等の法制度への対応にかかる情報提供を実施するなど、信用組合の業務運営の円滑な遂行に資する支援強化を行う。

② 情報提供・説明会等への外部機関等の更なる活用

信用組合が取引先支援を進めるにあたってのノウハウや好事例に係る情報提供や説明会開催について、外部機関等を積極的に活用することで迅速に具体化を図る。

③ 有識者会議の開催およびその議論を踏まえた信用組合サポート策の検討

「信用組合の将来を考える」有識者会議を全信組連との共催で開催し、信用組合や中央組織の今後を自由に議論するとともに、その議論を踏まえた信用組合サポート策の検討を行う。

④ アジア信用組合連盟（ACCU）との連携強化

令和4年度もアジア最大の信用組合業界として、9月の総会出席等を通じて、幅広いテーマの情報発信を行うとともに、各国の信用組合業界との意見交換を行うなど緊密に連携強化を図る。

2. ブランドコミュニケーション事業

信用組合に対するブランド認知度調査結果等を踏まえると、新たな組合員を募るうえにおいても、国民一般に対し信用組合が営利を目的とせず相互扶助の精神のもとに活動する金融機関であることをより強く印象付け、しんくみブランドの浸透に努めることがますます重要である。

令和3年度は、前年度に引き続き、信用組合の認知と理解を促す効果的な広報活動が展開できるよう、全信用組合との間で広報担当責任者会議を計3回開催し、信用組合業界のブランド戦略の各種施策について意見交換を行った。

上記ブランド戦略の観点から、これまでの「社会貢献表彰」と「しんくみの日週間表彰」を発展的に統合し、新たに「しんくみブランド表彰」制度を創設した他、信組業界の動画プラットフォームとして「しんくみバンク公式YouTubeチャンネル」を開設した。

また、次世代向けの認知度向上に資する金融教育ならびに信用組合のイメージ向上に資する取組みを支援する助成金を横断的に実施した。

さらに、大同生命保険株式会社と連携し、共同調査（大同生命サーベイ『コロナ禍での資金繰りと金融機関との関わり』）を実施し、信用組合の主要取引先である中小・小規模事業者が将来の経営に対する助言を金融機関に強く求めている傾向にあることなど調査結果を還元した。

令和4年度は、引き続き信用組合の良さや特徴を積極的にPRするほか、信用組合が生活者、中小・小規模事業者に寄り添う金融機関であることを想起させるべく、新聞、SNS、YouTube等の複数のメディアを活用したクロスメディア戦略をさらに推進し、効果検証も併せて行う。一方、しんくみの日週間を全国的に展開するとともに、顕著な功績を得られた信用組合を表彰する「しんくみブランド表彰」受賞先の活動を業界内外へ情報発信し、業界内のモチベーションアップを図る。なお、大学講義による大学生への信用組合業界の認知度向上のみならず、小・中・高等学校生に対しては、懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」への応募拡充に努め、しんくみブランドの認知度向上を図っていく。

（1）広報活動

幅広い世代層に対し信用組合の基本理念である相互扶助（共助の精神）と存在意義を積極的にPRし、信用組合が生活者、中小・小規模事業者に寄り添う金融機関であることを想起させるため、メディア戦略を見直し、新聞、SNS、YouTube等複数の

メディアを活用したクロスメディア戦略をさらに推進する。

また、しんくみの日週間を全国的に展開し、地域・業域・職域コミュニティのつながりを深めるとともに、しんくみブランドの向上に努める。このほか、「しんくみブランド表彰」受賞先の活動について業界内外へ情報発信を行い、ブランドイメージの向上・業界内のモチベーションアップを図る。

- 既存ラジオ広告は、令和3年度においては、若年層にターゲットを絞り実施しているが、ターゲット層に的確に訴求できておらず、効果が限定的であることから、令和4年3月末をもって一旦終了する。
- 信用組合の非認知層をターゲットとした動画を新たに制作し、SNS、YouTube等による拡散・接触機会の増加を図ることで、信用組合への興味・関心を喚起する一方、信用組合の認知層に対してはしんくみバンク公式 YouTube チャンネルにおいて「しんくみドキュメンタリー」等PR動画を配信するなど、ソーシャルメディア広告を強化する。
- 新聞広告については、読者モニター調査の結果、信用組合のイメージ訴求に効果が認められたことから、継続実施することとし、掲載紙面数等の拡充を検討する。令和4年度は、「しんくみの日」に1面広告を実施するほか、小さな助け合いの物語賞大賞作品を掲載する。
- しんくみブランドとの親和性の高い人物（信用組合の推薦）を起用することで、しんくみらしさを正しく伝えるイメージ訴求ポスターを展開する。
- 令和5年度店頭掲示用ポスターモデル選考においても、引き続き、しんくみブランドとの親和性の高い人物とし、信用組合から公募する。
- 「しんくみの日週間」統一活動として、ブランドカラーを連想させる「しんくみの花」の一斉配布を行う。
- 「しんくみブランド表彰」受賞先の活動を本会ホームページやしんくみバンク公式 YouTube チャンネル等での紹介、外部メディアへの情報発信を行う。

（2）次世代向け活動

懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」への応募を通じて、小・中・高等学校生に「助け合い」や「人とのつながり」の大切さなどを広め、信用組合の基本理念である相互扶助（共助の精神）への共感を得る。

また、大学講義を通じて、大学生に「中小企業金融の重要性」や「信用組合の存在意義や役割」、「銀行・信金等との違い」などについての深い理解を促すことによって、若年層に対する信用組合への認知や関心・興味を高める。

- 懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」への応募拡充
懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」においては、従前より10代以下の年齢層か

らの応募数が最も多く、また、令和3年度、学校単位での団体応募は、コロナ禍にもかかわらず昨年度の51校から102校へと倍増している。学校等を通じた懸賞作文への応募は、小・中・高等学校生に相互扶助（共助の精神）への共感を得るうえで、非常に有効であることから、懸賞作文への応募を促す取組みを拡充する。

➤ 大学講義の充実

令和3年度に実施した大学講義の受講者アンケートにおいては、多くの学生より信用組合の特性や他業態との違いについて理解ができたとの回答が得られた。将来、地域経済、ひいては日本経済を担う大学生に信用組合業界を含めた中小企業金融等への深い理解を促すことは極めて重要であり、そのうえで大学講義は非常に有効であることから、引き続き大学講義を実施する。

（3）助成金活動

信用組合業界の統一施策として以下の助成金制度を継続して実施することとし、各信用組合の取組支援を行うことで、信用組合のイメージ向上を図る。

- 「しんくみはばたき奨学金」助成金制度
- 「ビジネスマッチング」助成金制度

3. 研修事業

集合研修の開催方法については、令和2年度より、地方の会員組合から時間・コスト・人手に問題があるため、見直しが求められてきた。

令和3年度は、コロナ禍の影響もあり、集合研修をWEB会議ツールによりオンライン開催するとともに自学自習型のeラーニングを導入するなど、ウィズコロナに対応した研修機会を会員組合に提供し、実施途上にあるが着実に定着する方向にある。

令和4年度においても、コロナ収束状況を勘案しつつ、会員組合の要望を踏まえ、効率的かつ実効性のある研修の実現に向け見直しを進める。

なお、トップセミナーやしんくみ大学の対面型研修の再開については、コロナの収束状況を勘案し検討を行う。

（1）研修

信用組合からの要望の高い「役員向け研修」、「しんくみ大学」については、単なる知識習得だけではなく、他の信用組合との相互交流を期待する声が多く、対面方式による開催が望まれている。

したがって令和4年度では、信用組合の声を踏まえ集合研修による開催を基本とするが、コロナ禍の動向によってはオンライン研修を活用するなど、運営上の工夫を図りながら研修を開催する。

なお、信用組合や地区協会等からの要望がある場合には、本会は講師の選定やカリキュラム策定のアドバイスなど研修開催に対するサポートを行う。

また、費用負担に関してはこれまで同様、令和4年度も引き続き受益者負担とする。

(2) 通信教育・職務能力検定試験

信用組合へのアンケート結果を踏まえ、令和4年度より中級職員・上級職員は廃止する。

初級職員については、業界の独自性を学ぶ機会として継続を求める声が多いことから、引き続き実施することとする。

実施に際しては信用組合の負担に配慮しながら、安定運用を行うため運営に係るコストを適切に見直していく。

(3) eラーニングの導入

信用組合へのアンケートでは、本会によるeラーニング等の導入について期待する声も多いことから、令和2年度よりコロナ禍の影響による研修中止の代替として、自学自習型のeラーニングを導入し信用組合への提供を行ってきた。

令和3年度の利用状況をみると、当初見込みを上回る利用があったことから、一定のニーズがあることがわかった。

令和4年度においても、コロナ禍の影響によるニーズの継続が予想されることから、eラーニングの導入を継続し、信用組合への提供を行う。

なお、今後の継続については信用組合の意見や利用状況を踏まえながら、判断していくこととする。

(4) 証券外務員資格試験

登録金融機関業務を行うための資格試験（第一種、第二種、内部管理責任者）については、日証協の未加盟団体であることから本会が主体となり、年3回これを実施する。

4. 相談事業（しんくみ業務相談センター・しんくみ相談所）

令和3年度の信用組合からの業務上の照会相談件数は、12月末時点で1,012件と前年同期（912件）比11.0%の増加となっている。

これは、昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染が拡大する状況下、総会・総代会の開催方法や書面決議の可否等その運営、また、所在不明組合員の除名に係る総代会での決議方法等に関しての照会が期初に集中したことが主な要因である。

一方で、信用組合利用者からの苦情等相談件数は、12月末時点で253件と前年同期（389件）比35.0%の減少となっており、コロナ関連の苦情等相談がその感染拡大当初より落ち

着いたことが主な要因となっている。

このような情勢下、令和4年度においては、引き続き、下記の施策を実施していくものとする。

(1) 信用組合からの相談の一元的な受付および還元

信用組合からの業務上の相談・照会については、「しんくみ業務相談センター」で一元的に受付して事例を蓄積し、しんくみクラウドを利用した検索し易い相談事例集として信用組合へ還元する。

(2) 信用組合利用者からの苦情等への対応

「しんくみ相談所」では、信用組合利用者からの相談や苦情に対しての解決支援を行うとともに、信用組合の営業活動等の改善に役立てるため、引き続き寄せられた相談・苦情事例や金融ADRの紛争解決機関等からの情報を還元する。

5. 総務事業

中央組織の一体化は、業務運営面や人事制度面において着実に進展している。新卒採用については、全信組連との一体的採用とし、人事配置の連携を開始して2年が経過しているが着実に定着している。令和3年度からは、両組織の部店長研修を合同で開催しており、令和4年度についてもこれを継続していく。

(1) 事務の合理化・効率化による事務コスト削減

事務処理のデジタル化や外部委託により事務の合理化・効率化を図る。
経費予算管理を厳格化するなど、経営資源を最大限生かした業務運営を行う。

(2) 人事制度改革の推進

引き続き全信中協と全信組連の職員の人事交流や適材適所への配置、合同研修の実施等による人材育成、新卒職員の一括採用など人事制度の一体化をさらに進めることにより、職員の意識改革および士気向上を図り、業務の質的向上を実現する。